

不足額給付 I・II 申請書

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和 6 年度に定額減税(所得税から 3 万円、住民税所得割から 1 万円)が実施されました。また、令和 5 年の所得を基に計算し、減税しきれないと見込まれた方には調整給付金(当初調整給付)を支給しました。令和 6 年分の所得税及び定額減税額の確定後に再計算を行い、支給額に不足が生じた方などに不足額給付金を支給します。

※本様式は不足額給付の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。お手元に「支給確認書」または「支給のお知らせ」が届いた場合は、本様式を使用する必要はありません。

※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上、記入いただいた現住所に「支給のお知らせ」を送付します。「支給のお知らせ」が届きましたら、給付内容の確認をお願いします。

【誓約・同意事項】

- 1 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 2 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 3 町が支給決定をした後、提出書類の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 7 年 11 月 20 日までに、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

【不足額給付 I】の場合

下記の支給要件に該当する場合、算定した支給額が支給されます。算定の結果 0 円となった場合には、不足額給付は支給されません。

<支給要件> ①+②(合計額を 1 万円単位に切り上げる)-③>0 となる納税義務者

①所得税分の所要額:3 万円×減税対象人数(注 1)-令和 6 年分所得額

②個人住民税所得割分の所要額:1 万円×減税対象人数(注 2)-令和 6 年度個人住民税所得割額

③調整給付の額

(注 1)納税義務者本人+令和 6 年 12 月 31 日時点の扶養親族等

(注 2)納税義務者本人+令和 5 年 12 月 31 日時点の扶養親族等

【不足額給付 II】の場合

原則 4 万円(注 3,4)

(注 3)令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合には 3 万円

(注 4)その他、個々の状況により支給額が 1 万円から 3 万円の間(1 万円単位)で変動します。

◆◆以下の1～3の記入と、4の添付書類が必要です◆◆

1.申請内容

申請を行う不足額給付金のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

☐ 不足額給付 I(定額減税しきれず不足額が生じた方)

☐ 不足額給付 II(定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方)

次の要件をすべて満たす方が対象になります

- ・ 令和 6 年分所得税及び令和 6 年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税の対象にならない)
- ・ 税制度上、「扶養親族」の対象とならない方(「事業専従者(白色)」や「青色事業専従者」、「合計所得金額が 48 万円を超えている方」)
- ・ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方

2.申請者

申請日： 年 月 日 【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

(フリガナ)	生 年 月 日	現 住 所
氏 名		
		〒
	年 月 日	電話番号:

代理人が申請及び受給を行う場合、下記に記入してください。
※代理申請を行える方は支給対象者の親族及び法定代理人(成年後見人など)に限ります。

(フリガナ)	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
代理人氏名			
			〒
		年 月 日	電話番号:

3.給付金の受取口座情報 ※振込先は原則本人の口座となります。

金融機関名					支店名				分類	口座番号※右詰め						口座名義(カナ)	
金融機関番号				1.銀行 4.農協 2.金庫 5.信連 3.信組	店番号				1 普通 2 当座								
ゆうちょ銀行					通帳記号				通帳番号※右詰め						口座名義(カナ)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。																	

4.提出書類

【必ず提出するもの】

☐ 不足額給付 I・II 申請書(本書類)

※ 必要事項が記入されているかご確認ください。

☐ 本人(代理人)確認書類の写し(コピー)

※ 申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類 1 点の写し(コピー)
※ 代理人による申請及び受給の場合は、本人及び代理人両方の本人確認書類が必要です。

☐ 通帳又はキャッシュカードの写し(コピー)

※ 金融機関名、支店名、口座番号等がわかる面の写し

【必要に応じて提出するもの】

<法定代理人が代理人として受給する場合>

☐ 本人との関係がわかる書類の写し

※ 戸籍謄本・登記事項証明書・裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか 1 点

<令和 6 年中に他市町村から八頭町に転入された方>

☐ 当初調整給付の支給決定通知書または確認書の写し(コピー)

※ 上記書類を添付できない方は、令和 6 年度住民税の所得・課税状況を証明できる書類を同封してください。

<令和 7 年 6 月 2 日以降、税申告(修正申告含む)を行った場合>

☐ 申告書の写し(コピー)

<青色事業専従者または事業専従者の方>

☐ 事業主の令和 6 年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し(コピー)